

PTA役員、委員免除規定

第1条 シラチャ日本人学校PTAの役員、委員の免除事項を定める。

※委員とは、アパート代表を除く会則で定められた者を指す。

第2条 免除事項は次のとおりとする

1)役員・委員共通免除事項

- ① 当年度4月入学式までに退学することが確定しており、退学届を提出済の方
もしくは当年度4月入学式までに本帰国することが証明できる書類を提出可能な方
- ② 未就園児がいる方(年齢に関係なく、週5日通園している場合は免除対象外)
- ③ 妊娠中の方
- ④ 原則として保護者全員が定職を持ち、活動が不可能な方
- ⑤ 日本国籍以外の方
- ⑥ 過去のPTA役員(当該年度4月1日から3月31日までの任期中、在職6カ月以上)
- ⑦ 前年度のPTA役員(当該年度4月1日から3月31日までの任期中、在職6カ月未満)
- ⑧ 過去のクラス委員、卒業アルバム委員、卒業管理委員(当該年度4月1日から3月31日までの任期中、在職6カ月以上)
- ⑨ 前年度の卒業管理委員(在職期間不問)
- ⑩ 現・旧会長、副会長(男性)の配偶者

2)役員のための免除事項

- ⑪ 本校の教員及び理事の配偶者
- ⑫ 前年度1月(3学期)より転入の方
- ⑬ 当年度の中学3年生の保護者

3)委員のための免除事項

- ⑭ 当年度PTA役員
- ⑮ 当年度中学3年生の保護者は、下の兄弟児の委員に限り免除となる

※既定の人数に満たない場合、免除事項⑥⑦⑧⑨⑩も選出対象とする

※役員、委員共に立候補の場合はこの限りではない

※第2条の免除事項以外の理由で、PTA活動が不可能な方は、PTA役員会又はPTA会長・副会長により検討・判断の上免除とする

2021年10月27日 制定

2022年 1月31日 改定

2022年 9月28日 改定

2023年 3月 1日 改定

2023年10月16日 改定

2024年 4月30日 改定